

@平成15年9月4日

於：国土交通省 都市・地域整備局 局議質

社会資本整備審議会
都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会
第6回次世代参加型まちづくり方策小委員会
議 事 録

国土交通省

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	
次世代参加型まちづくりの方策について	1
3 . 閉 会	3 6

開 会

事務局 恐れ入ります。お時間になりましたので、始めさせていただきたいと存じます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。ただいまから、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会第6回次世代参加型まちづくり方策小委員会を開催させていただきます。

本日御出席いただいております委員、臨時委員、専門委員の先生方は、24名中、ただいま10名でございまして、本小委員会の議事運営に定める定足数を満たしていることを報告申し上げます。

なお、前回の小委員会以降、事務局側に異動がございますので、本席をおかりいたしまして紹介させていただきます。

増田大臣官房審議官でございます。

増田審議官 増田でございます。よろしくお願いいたします。

上田まちづくり推進課長 私、事務局を務めさせていただきます都市地域整備局まちづくり推進課長の上田でございます。どうぞよろしくお願いいたしますと存じます。

次に、本日の資料でございますが、全部で4種類の資料をお配りさせていただいております。資料4までであると存じますが、議事次第のほかに一覧表がございますので、漏れがないかどうかごらんいただければと思います。

御発言をしていただく際には、目の前にございますマイクのスイッチをオンにさせていただきまして、御発言終了後はオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたしますと存じます。

ここから、会議の進行につきましては、小林委員長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

次世代参加型まちづくりの方策について

小林委員長 第6回の小委員会を開催させていただきます。

これまで委員の御意見をさまざまな形でお聞きし、さらに前回は事務局から骨子の素案のようなものをまとめていただき、御議論いただきました。本日は、最終的な小委員会の取りまとめに向けて、取りまとめ案を事務局におつくりいただきましたので、それを御紹介いただき、御議論いただきたいと思います。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局 それでは、資料2, 3について御説明申し上げます。恐縮でございますけ

れども、座って御説明申し上げます。

今、委員長からもお話ございましたように、これまで委員の方々からの事例紹介、それから、前は論点整理をさせていただきました。今日は、これまでの5回の御審議を踏まえまして、本小委員会の取りまとめについて御議論していただきたいと思っております。

資料2ということで、「次世代参加型まちづくり方策小委員会とりまとめについて」と題する資料でございます。

まず取りまとめの全体構成でございます。1ページ目にもございますように、全体といたしまして、大きく5本の柱立てをしてみたらどうかと考えてございます。はじめにということで、小委員会の位置づけ、審議経過、2番目が参加型まちづくりの現状、3番目が今後参加型まちづくりを推進していくための考え方、この中には、例えば括弧の中に書いてございますように、考え方の転換、柔軟性の確保等々を入れ込んだらどうかというふうに思っております。4番目といたしまして、今後の参加型まちづくりの実効性を高めるための方策ということで、教育の充実あるいは情報提供等々といった点について記述してみてもどうかと考えているわけでございます。

なお、前回の小委員会におきまして、都市計画制度といった制度のあり方についての議論については、自治体での運用状況を踏まえて議論してみてもどうかという御提案がございまして、この夏に私ども都市・地域整備局の方で緊急調査を実施いたしまして、その調査結果をつけてございます。

最後に、5番目ということで、今後の検討事項、留意点について記述してみてもどうかと考えている次第でございます。

取りまとめ報告書の作成に当たりましては、一番下に書いてございますように、参加型まちづくりの事例ですとか、自治体の取り組み事例を紹介しつつ記述してみてもどうかと考えてございます。

今日は、2ページ目以降でございますけれども、全体構成の中でこういう項目を入れてみたらどうかということで、骨子という形で御用意させていただいております。

まず小委員会の位置づけ、議論の対象等についてということでございます。社会資本整備審議会の諮問が平成13年7月にございまして、本小委員会はそれを受けて設置をしたということでございます。

二つ目の小委員会の議論の位置づけでございますが、多様な主体の発意と参加という点で、まちづくりの枠組みは確実に変化してきてございます。本小委員会では、この参加型まちづくりが全国各地域で自律的・継続的に展開されるよう、考え方の整理、具体的方策について審議を行ったということでございます。

なお、社会資本整備審議会におきましては、このテーマにもつぱら焦点を当てて審議を行うのは初めてでございまして、いわばこの小委員会の審議は参加型まちづくりを確実に実施していくための第一歩という位置づけができるのではないかなと思っております。

ございます。

それから、小委員会の議論の対象でございます。これは第1回目の小委員会で整理をされてございます。2行目にございますように、本小委員会では身近なまちづくりを中心として議論することとし、広域的なものについても視野に入れるという整理でございます。

それから、3ページ目でございます。3ページからが参加型まちづくりの現状についての基本的な認識ということでございます。

まず意識の変化と参加型まちづくりの動きということで、3行目に書いてございませけれども、従来は横並び、画一的だったものから、個性的、魅力的なまちづくりを推進し、質の高い住環境あるいは町並み景観を確保しようという方向へ変わってきているということでございます。現実には住民みずからが主体的にまちづくり活動に参加するなど、積極的な取り組みが展開されている地域も見られるということでございます。今後は、こういった動きが全国各地域で展開されるということが望まれるということで、そのための環境整備が必要であるということでございます。

二つ目が手探りの状況と書いてございます。いろんな取り組みが各地で見られてございますが、行政側も住民の側もまだまだ手探りの部分がある場合も見受けられるということでございます。例えば行政側につきましては、住民参加に関する総合的な窓口がない、あるいは住民参加といっても行政側でほとんど決めてしまっていて、住民の意見によって修正する余地のないものを一方的に説明するといったケースがある、あるいは住民等との話し合いの場で反対意見も含めているような意見を整理して議論をまとめていくというノウハウが十分でないといったようなことが指摘されてございます。

一方、住民側につきましては、そもそも参加の意欲がある人が少ない、その結果として参加者が固定されている、あるいは、意欲はあっても具体的な行動をどう起こしていいかわからない、行政側の案に対して常に対立するスタンスであるケースなどが指摘されているところでございます。

今後はこうした課題を解決いたしまして、行政側が主役の縦型ということだけではなくて、住民、NPO、民間企業等のパートナーシップによる横型のまちづくりを推進することが求められているということでございます。

三つ目が地域による状況の違いということでございます。1行目に書いてございませように、地域によって参加を取り巻く状況あるいは熱意には差があることを常に留意しなければならないということでございます。特に東京といった大都市と地方では人材等の地域資源、そのほかの状況について大きな差があるとの指摘も、当委員会でもなされたところでございます。まちづくりを進めていく過程で住民参加を具体的にどう位置づけ、あるいはどう実施していくかというのは、自治体の自主性あるいは自律性にゆだねることが基本ではないのかなということで、地域の事情の違いを踏まえ

て取り組みを展開していくことが必要であるということでございます。今、4ページ
の一番上でございます。

次に、都市計画制度の活用でございます。都市計画制度についても、例えば地区計
画制度の創設、地区計画に関します申し出制度の創設、それから、昨年、平成14年度
におきましては都市計画の提案制度の創設等、さまざまな措置がなされたところでご
ざいます。ただ、これらの中には制度化されて、まだ十分時間が経過していないもの
もございまして、今後はこういった制度の一層の普及、定着、制度の円滑な運用が期
待されるということでございます。

それから、大きな3番目のあり方、考え方でございます。一つ目が考え方の転換と
いうふうに書かせていただいております。まちづくりは多様な主体による発意と協
議によって形づくられるということで、行政が主な担い手であるという発想から、N
P O、住民、企業等も担い手であるという考え方への転換と、その定着が必要である
ということでございます。

すなわちということを書いてございますが、意見あるいはスタンスの違いを乗り越
えて協働しながら自分たちの手で自分たちの町を育てるという動きが展開されること
が必要ではないのかなと、そういった運動が国から地方あるいは官から民へという考
え方のもとで定着していくことが必要であるということでございます。

二つ目が柔軟性の確保ということでございます。参加型まちづくりの枠組みは地域
の状況等によって形づくられるということございまして、枠組みを固定的に考える
のではなくて、時代の変化あるいは状況の変化に応じて変えていくという柔軟性が必
要だということでございます。

三つ目が参加型まちづくりの出発点と書いてございます。参加型まちづくりを成熟
させていくためには、具体的な事業に先立つ構想や計画策定段階、町のルールづくり、
あるいはビジョンづくり段階からの参加の充実といったものがまずは重要ではないの
かなというふうに思っております。例えば車の活用を第一とするのか、歩行者の利
便を第一とするかといったような基本的な選択の段階からの参加が必要だというこ
とでございます。

それから、5ページでございますが、早期からの情報提供と協議機会の充実という
ことでございます。多様な主体の参加というのは多様な価値観の混在につながる場合
もございます。そういう中で、意思決定に至る過程での透明性の確保と議論の積み重
ねが重要だということを考えてございます。このためには早期段階からの情報の公開、
共有、それから十分な協議機会の確保が不可欠であるということでございます。必ず
しも専門家とは限らない人々もいらっしゃいますので、周辺情報を含めてわかりやす
く情報提供した上でやり取りを十分重ねることが必要であろうということございま
す。

次が実行性の担保ということでございます。一たん決定されたことは確実に実行さ

れるということが必要であろうというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、意思決定に至る過程の充実が必要でございますが、その結果として決定された事項については責任を分かち合うということが必要であろうと思っております。例えば意思決定に至る過程でなされたやり取り等について、節目ごとに情報を共有した上で次のステップに進んでいくといったような工夫で、同様な議論の蒸し返しで時間が経過することを避けるという工夫が必要ではないのかなということでございます。

それから、実行性を高めることは参加の意欲を向上させるということにも寄与するわけございまして、これが結果として参加型まちづくりの定着につながるということでございます。

以上が考え方の整理でございまして、大きな4といたしまして、参加の実効性を高めるための方策ということでございます。

一つが参加のすそ野を広げるということでございまして、教育の充実でございます。参加の実効性を高めるためには先端的な動きを育てる、すそ野を広げることが同時に必要でございます。総論的なビジョン策定については、参加の動機づけがなされにくいというケースもあろうかと思われませんが、まちづくりの発意の段階から積極的に参加していくということが次の世代の住民のためになるという意識の定着が必要ではないかなと考えてございます。このためには、生涯学習あるいは子供たちに対するまちづくり教育の充実が必要だということでございます。

それから、6ページでございます。情報提供の充実が第一歩ということでございます。参加の実効性を高めていくための第一歩は情報提供の充実であろうと思います。特にまちづくりの基本的な選択にかかわる場合には、複数の案の内容あるいはどういった影響が住民生活にあるかということについて十分な時間的な余裕をもって提示することが重要であろうと思います。

それから、情報提供の方法につきましては、自治体の公報、広報誌あるいはインターネット等々さまざまな工夫があろうかと思っております。その際には、情報の受手側に立った内容とすることが必要だろうということでございます。前回の小委員会で御議論ございましたように、模型とかCG等を使った工夫によりまして、参加の前提となる情報の定着が必要だということでございます。

次が参加の技術を高めるということでございます。参加型まちづくりを成熟させていくためには、参加の技術を高める必要があるということございまして、例えば情報整理に関する技術、合意形成にたどりつくまでの技術、それから、これらの前提でございますコミュニケーション技術の向上がかぎではないかなというふうに思っております。こういった技術の定着のためには、必要な技術項目、どういったレベルまで高めていく必要があるかといったことを整理する必要があるのではないかなということでございます。

次が人材育成、専門家による支援でございます。当小委員会でも御議論されてござ

いますように、行政と住民との間の調整、あるいは地域の将来像の策定、ワークショップでの意見の取りまとめといったことに当たっては、専門的な知識を持った人材が不可欠でございます。このため全国的な視点からまちづくり専門家に関する情報を収集整理して、地域のニーズに応じて適切な専門家を紹介できるような仕組みの構築が必要ではないかなというふうに考えてございます。

それから、専門家による支援と同時に、地域における人材の育成確保が必要でございます。特にまちづくりを引っ張っていくリーダー的な存在の人材が必要でございます。そういった人材をどうやって育成していくかという育成戦略、大学等との連携による育成策の実施が必要ではないかなと思っております。

次がまちづくりの核となる地域組織の育成でございます。参加型まちづくりの実効性を高めていくためには、自分たちで意思決定をして、自分たちで実行するというシステムを整備する必要があるということでございます。

本小委員会でも御指摘がございましたように、住民が一人の個人として参加するというのではなくて、核となる一定の組織が媒介することが現実的であろうかと思っております。既に一定のエリアについて地域運営組織を組織して取り組もうとしている事例もございます。

これからは、7ページでございますけれども、地域の総合的なマネジメントを行う体制、組織（エリアマネジメント組織）のあり方やその位置づけ、あるいはそういった組織の設立・活動に対する支援方策についての検討や実際の支援の実施が必要であろうということでございます。

次が公共空間の利活用の促進でございます。ストックの有効活用あるいは賑わい確保等の観点から、地域運営組織あるいはNPO等が公共空間を活動の場の一つとして活用することは有効ではないかなというふうに考えてございます。今、7ページでございます。

例えば利活用が必ずしも十分になされていない空間、あるいは、はぎれ地などの遊休地を使ったらどうかといったようなアイデアが、この小委員会でも出されたところでございます。既に自治体との協議によりまして地下空間を利用して店を出したり、広告を行っているという事例もあるところでございます。

次が財政的な支援についてでございます。御案内のように、まちづくりはハードウェアという整備だけではなくて、当然のことながら、ソフトウェアの取り組みをも含むものでございます。このため地域が抱えるまちづくりの課題解決のためにはハード、ソフトにまたがる多様な事業の展開が必要でございます。各セクターによる縦割りの発想ではなくて、地域として必要な事業活動を機動的にうまく組み合わせることがより有効であろう。こういうことを踏まえると、地域が主役のまちづくりの推進に資するための財政的な支援については、パッケージとして一括助成を行うということは有効ではないかなと考えてございます。

次が全国の取り組み事例の情報提供をするということでございます。2行目でございますが、全国各地域の取り組み事例を収集・整理いたしまして、チェックポイントを体系的にまとめた上で、自治体に情報提供することが必要ではないかなと思っております。

それから、8ページでございます。行政側の幅広い対応が必要ということでございます。2行目に書いてございますように、行政内部におきまして、まちづくりに関係する部局は多岐に及んでございます。窓口部局でのワンストップでの対応の充実はもちろんでございますが、単に一部局ではなくて、関係部局による幅広い対応が望まれるところでございます。

それから、参加型による身近なまちづくりを考えますときに、市町村の役割が大きいかと思います。ただ、自治体の対応力といった点で差がある場合も想定されるわけでございます。制度の普及あるいは具体的な支援方策につきまして、都道府県、国がきちんとサポートすることが必要ではないかなと思っております。

最後、参加を促進するための制度やその運用ということで、冒頭申し上げましたように、夏に地方整備局を通じまして都市計画制度の運用実態についての緊急調査をしておりますので、引き続きまして、資料3、その結果概要をまとめてございまして、御説明を申し上げます。

資料3でございます。住民参加にかかる都市計画法の運用状況等についての緊急調査の結果概要ということでございます。この夏、7月30日から2週間ばかりの調査期間で、各地方整備局等を通じまして、都道府県、政令市に御依頼をしております。調査内容につきましては、資料3の1ページに書いてございますように、地区計画等の案の申し出制度の運用について、昨年の法改正によって創設されました都市計画の提案制度の運用について、3といたしまして、その他住民参加を促すための地方公共団体の取り組みについて調べてございます。

今回は、住民への情報提供と住民からいただいた御意見に対する取り扱いがどうなっているかということに重点を置いて調査をしております。3につきましては、人口が10万人以上の市について調査依頼を出してございます。2ページ以降、簡単でございますけれども、その調査結果の概要を御報告したいと思います。

一つ目が地区計画等の申し出制度についてでございます。地区計画については、その制度自体は昭和55年に創設されてございますが、平成12年の改正で住民等からの案の申し出制度が創設されてございます。その申し出方法につきまして、条例を定めることができるようになってございまして、(2)にございますけれども、条例を制定した件数が24件、その条例に基づきます申し出状況が10件ございます。10件の内訳といたしまして、申し出どおり都市計画決定したのが2件、4件が素案を修正し決定をし、残り4件が現在手続中という結果でございます。

それから、3ページ目でございます。3ページ目が都市計画の提案制度についての

調査結果でございます。平成14年の改正で創設されてございまして、土地所有者やNPOが都市計画を提案できるようになったわけでございます。その際、提案者あるいは面積要件といったものにつきまして、条例で緩和できるとなっております。(2)に書いてございますように、この緩和の条例を制定したのが3件でございまして、うち2件が提案者の要件の認定、うち1件が面積要件の引き下げということでございます。運用状況につきましては、提案制度を使って提案したのが3件でございまして、横浜市、守谷市、愛知県という3件でございます。なお、愛知県につきましては、表の右の中側に書いてございますけれども、住民間の調整等によって取り下げということのようでございます。

それから、4ページ目でございます。4ページ目以降が住民参加を促すための地方公共団体の取り組みということで、先ほど申し上げましたように、住民への情報提供、住民からの意見をどのように取り扱っているかということに重点を置いて調査したものでございます。なお、今回の調査におきましては、市町村マスタープランといった住民の利害に直接影響を及ぼす可能性が少ないものと、用途地域あるいは具体の事業ということで、住民の生活に影響を及ぼす可能性が高いものに分けて聞いてございます。

一つ目が事業提供のタイミングでございます。法律上は、個別の都市計画につきまして、確定案の段階で縦覧、それから意見書受け付けを義務づけているわけですが、今回調査いたしましたところ、素案の段階で情報提供しているというのが、それぞれ77%、66%あったわけでございます。また、こういう素案の段階で情報提供をするということにつきまして、条例等で規定している例もあるわけでございます。

二つ目が情報提供の方法でございます。これは公報への掲載あるいはパンフレット、インターネットにアップロード、その他説明会等々、いろんな方法が用いられているということでございます。

5ページ目でございます。提供する情報の形態でございます。そこに書いてございますように、図面あるいは写真つきといったところまで含めて情報提供する例がほとんどでございまして、模型とか動画といった3次元的な情報提供を行っている例は極めて少ないという結果でございます。

それから、住民意見の取り扱い、(2)のところでございます。住民意見の把握・集約方法につきましては、文書による提出、公聴会の開催、ワークショップ、住民協議会からの提案等々、さまざまな方法が用いられているということでございます。

6ページでございます。住民が意見を提示できる機会の回数ということで、今回は法律に定められましたもの以外の回数について聞いてございます。市町村マスタープラン、それから、個別の都市計画につきまして、そこに書いてございますように、2回以上が、それぞれ50%、35%という結果になってございます。

法定以外の提示機会について、条例等により規定する例もございます。例えば地区計画等の原案についての公告・縦覧を義務づけているもの、あるいは住民説明会の開催を義務づけているもの、それから、出された意見を踏まえて案を修正した場合は、再度説明会あるいは公聴会を義務づけているもの等々でございます。

それから、出された意見の取り扱いに関する情報提供でございます。現行法では、個別の都市計画について案の公告・縦覧の際に出された意見につきましては、その要旨を審議会へ提出しなさいという義務づけがございます。今回は、それに加えてどうしているかということを知りたいというものを聞いてございます。何らかの形で情報提供をしているのが、それぞれ64%、50%強でございます。なお、何らかの形と申しますのは、そこに注で書いてございますように、出されたすべての意見に対する取り扱いを公開するもの、あるいは代表的なものを公開しているものがございます。

こういったことを条例等で規定しているものもございまして、意見に対する案作成者の考え方を公述人本人に通知とともに公表を義務づけているもの、それから、回答書を作成して、それを公告・縦覧するといったものを義務づけているものがございます。

最後、7ページでございます。今回の調査におきまして、参加型まちづくりの課題をフリーアンサーで聞いてございます。制度面、人材面、財政面、その他ということで、地方公共団体が抱える課題、地方公共団体が考える住民等が抱える課題について聞いてございます。

まず制度面につきましては、参加のルールといった条例あるいはガイドラインが未整備、支援制度が未整備。住民等が抱える課題といたしまして、制度の理解不足、支援制度が未整備。人材面につきましては、住民参加についての経験あるいは知識を持った人材の確保あるいは研修システムの不備といったのが課題であるというふうにお答えいただいたものが多ございました。また住民等が抱える課題についても、リーダー的人材の不足、参加者が偏っているといったような記述がございました。

それから、財政面につきましては、予算が十分確保できない、助成制度が未整備である、住民等の方では自主財源の確保が困難、あるいは継続的な財源の確保が困難といった記述がございました。

その他といたしまして、情報提供不足、統一的な窓口がない、そもそもまちづくりへの関心が薄い、自発的にまちづくりを行う意識が弱いといったような御指摘がございました。

8ページでございます。自由記述のところでも申し上げましたが、市町村におきまして人材が不足しているという回答が多ございまして、今回の調査では実施をいたしませんでしたが、都市計画事務に携わる職員が何人いるかというのを、平成11年度の調査で大変古くて恐縮でございますが、調べてございます。都市計画区域を持っているものが2041ございまして、そのうち専任の人がいない、0名というのが7割、67.4%

ございます。うち市、うち町、うち村というふうに書いてございますけれども、町に至っては約8割、村に至っては約9割のところ専任者がいないという状況になっているということでございます。御参考でございます。

以上が、この夏に行いました調査結果の概要でございます。9ページ以降、住民参加にかかります都市計画法の改正の経緯ですとか、今回の調査結果をグラフ化したもの、情報提供等の根拠条例の例、最後に今回の調査原票を乗せてございます。説明は割愛させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

小林委員長 ありがとうございます。

審 議

小林委員長 ただいま事務局から、資料2、今後小委員会で取りまとめいくための骨子を御紹介いただきました。これに加えて、小委員会でさまざまに御紹介いただきました事例その他をつけ加えると同時に、きょう御意見をいただいた中身で骨子に加えて、つけ加えるべき項目をまとめて小委員会の報告とさせていただきたいと思っております。

あわせて、前回の御議論の中で出されてまいりました近年の都市計画法の改正に伴って、新しい住民参加のツールが実現してきているわけですから、その運用を図るという意味で、緊急実態調査をしていただきました。それが資料3でございます。この部分についても取りまとめの中身につけ加えて、運用をどのように図るべきかということさらにつけ加えさせていただきたい。そのことによって、全体の小委員会の取りまとめがなされるということでございます。

以上が全体像でございます。

きょう、ただいま御紹介いただいた内容について御議論いただき、さらに、後でスケジュールございますが、あと2回、10月、11月に御議論をいただき、最終的な取りまとめにさせていただきたいと思っております。

どこからでも結構ですので、御意見をいただきたいと思います。

岸臨時委員 資料2の3ページと6ページですけれども、3ページのところに、タテ型ではなく、ヨコ型のまちづくりを推進するために、住民、NPO、民間企業等の参加ということが書かれています。6ページの方に、まちづくりの人材育成のためにリーダー育成の必要があり、参加の技術を含めてまちづくりに必要なノウハウ等を備えた人材育成戦略のために大学等との連携と書いてあります。

人材育成なり、ヨコ組織をつくる現場の感覚から言いますと、ここは整理が混乱しているかなという気がします。具体的には、ヨコ型のまちづくりを推進する上で、ここは大学がちゃんと役割を果たさなければいけないから、ここには大学が入らなけれ

ばいけない。

それから、人材育成のことですけど、実態としては、大学からNPO組織がインターンシップとして学生を依頼するというケースがどんどんふえていまして、人材育成をやっているのは大学ではなくて、NPO集団であったり、もっと言うと、財団だったりしている実態がありますので、両方、統合的な要素の上げ方というのはいいのかなど。具体的には、6番目のところに、少なくとも人材育成の策定と、その後、NPO、大学等との連携と、NPOが入るべきだと思います。

それから、ヨコ型のまちづくり推進に当たって、大学が地域に責任を持つという、日本の大学って、そういうことをほとんどしないわけですけども、ここに大学ということが入っていた方がいいような気がします。

小林委員長 事務局にお答えいただくのではなくて、むしろ意見としていただいて、今の岸委員の意見に、ちょっと違うのではないかとか、こういう点もつけ加えるべきではないかという意見がもしあれば、いただきたいと思います。

NPOの言葉が出ましたので、山内委員、どうですか。

山内臨時委員 確かに人材育成とかそういうふうに普及していく部分に関しては、NPOの力がとてもこれから大きくなっていくし、実際の経験、まちづくりの経験の中から出てくるものなので、それはぜひ入れていただきたいと思います。

小林委員長 基本的には岸委員の御意見に賛成ということですか。

山内臨時委員 大学に関しては、学生さんたちいっぱいいらっしゃるんだけど、実際のまちづくりのことに関しての発言というか、意思を持った発言というのがなかなか少ないのではないかなというふうに思っていましたので、岸委員のおっしゃったような形で入れていただいた方がいいかなと思います。

小林委員長 いかがでしょうか。そういう御意見いただきましたので、特にそれに関連して、そうではないんじゃないかという御意見がなければ、事務局にその方向で修正させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

ほかに御意見、いかがでしょうか。

小泉臨時委員 大変コンパクトに、すばらしくよくまとめていただいたというのが基本的な感想なんです。ただ、もう少し書き加えていただいた方がいいのかなという点が幾つかあります。

一つは、情報提供の充実ということが、5ページの早期からの情報提供という話と、6ページの第1パラグラフにあるわけですけども、ここで想定している情報提供というのは、どちらかという、行政が主導的な立場をとって都市計画を……。

住民参加を十分にするにしても、いろんな主体の参加を前提とするとしても、基本的には行政がある種のイニシアチブをとりながら都市計画を決定していくということを前提に書かれているように思われるんですが、実際の法律の制度が提案権というのを位置づけてありますし、申し出制度もあるわけですね。そのことを考えると、逆に

市民なり住民なり、場合によっては企業なりがイニシアチブをとって都市計画を提案していくということが視野に入っていないのはおかしいというか、そこは相当新しい、まさに次世代参加型のまちづくりの基本的な核になる一つだと思うんです。

そのときに、情報提供のあり方というのは大分変わるわけであって、例えば基礎調査がありますけれども、基礎調査の内容を常に市民にわかりやすく、つまり日ごろから公開しておくこととか、市民とか企業とかが都市計画の案をつくりたいというときに、必要に応じて情報提供するといったことが求められるわけであって、そういう観点のことを加えていただいた方がいいのではないかという感じが一つはいたします。

もう一つは、少し抽象的というか、大きなことなんですけれども、3ページから4ページにかけての参加型まちづくりの現状についての基本的認識ということだと思うんですけれども、参加型まちづくりのあり方、考え方について、3章のところに関係すると思うんですけれども、何で今参加型のまちづくりが必要なのかということですね。そういうことについて、もう少し書いていただいた方がいいのではないかという感じがします。

具体的に言うと、いろいろな主体が都市計画とかまちづくりにかかわることが重要なのだということは書かれていると思うんです。そのときに、いろんな主体が参加するがゆえに、意思決定の公平性とか公正さを確保するということが基本的には参加型まちづくりの重要なポイントの一つなんだと思うんです。そのことを都市計画の制度とか実務でどのように確保し得るのかということが一つの大きなポイントだと思うので、そういう点について、もう少し書いていただいた方がいいのではないかという感じがします。

例えば、関連して言いますと、5ページの実行性の担保のところですね。確かに、一度決められたことは実行される必要があるんですが、その前の意思決定の段階で公平性とか公正さが十分に確保されているということが前提条件に強くあるんだと思うんですよ。そのことは、ここでいう書き方だと、意思決定に至る過程の充実が必要である、「多様な価値観の人びとの参加を前提とした場合、意思決定に至る過程の充実が必要であるとともに」というふうに書いてあるんですが、書き方として少し弱いし、意思決定の公正性とか公正さを保つことをもう少し日本の参加型のまちづくりの実践の中で、もしくは制度的な対応の中で充実すべきだということが、僕の意見としては、パラグラフを起こしてでも書かれ方がいいのではないかという感じがいたします。

とりあえず、その2点。

小林委員長 きょうの文章の中で、最後の方に提案制度や何かの言及があるわけですね。提案制度を運用するためには、小泉委員がおっしゃるように、横浜で提案制度第1号が出たわけですが、提案制度がこういう形で運用できますよ、使えますよという情報提供をただで、横浜は10件ぐらい、提案したいという市民の潜在的なものが出てきているわけです。

そういうことも含めて、提案制度が動くためには、提案したいという市民、住民が来たときに市は、どういうことを考えて、それについてはどういう情報を提供したらいいかという、割合熱心に対応して、結果的にそういうことが生まれていますので、小泉委員のおっしゃるようなところは、私もつけ加えたいと思います。

2番目の意思決定の公正性というのは、具体的に……。そこに書いてある意思決定に至る過程の充実という言葉では足りない……。公平性というのは、具体的に手続をしっかりとやれということと違うんですか。

小泉臨時委員 充実すべきということなんですけれども、手続を充実すべきということは、何のために充実するのかということなので、ポイントは。充実することの目的というのは意思決定の公正さとか公平性というのを確保するためなんだと思うんです。そのことを明確にしておかないと、充実したということの中身がどういうふうに評価されるのかということがわからないまま、ここだと充実することになってしまうということになると思うんです。

小林委員長 小林委員、その辺はどうですか。

小林専門委員 お話させていただこうと思っていたところです。意思決定の問題というのは、審議会ですから、そういう表現になるかもしれませんが、私ら活動していると、地方自治体など現場では「意思決定」ということよりも、「合意形成」という言葉の方がいいわけで、どういう形に意思決定されようとも、それが合意の形成がされたものであれば、その結果よりも、どういう形の合意形成にどれだけの努力がなされたかということが問題であって、いかにして合意を形成するかということに最大の目的があるのではないかと思います。意思決定というよりは合意形成をどういう形で進めるべきであるというか、そういう形で展開していただけたらという気がします。

もう一つ、ついでにいいですか。

先ほど小泉委員も言われた情報公開が最大の問題だろうという気がします。5ページの上から6行目ぐらいに、「早期の段階からの情報の公開・共有と十分な協議機会の確保が不可欠である」と書いてあるので、全くこのとおりだと思いますが、情報の公開・共有という部分について、公開については少し書いてありますけれども、情報を公開してみたって、それがお互いに共有できた形で理解されていなければ何も意味がない。どういう形でその情報が皆さんの中、あるいはいろんな主体の中で共有化されるか。これは合意形成と同じようなことになるんですが、情報共有を図るためにどういう努力をするか。公開したから、それを読み取らない方が不勉強だというのは足りないという気がします。ですから、情報を共有するためにはどういうことが必要だということまで踏み込んで記述していただけたらと思います。そのための十分な協議機会の確保と書いていますので、そこら辺についても記述すべきではないかという気がします。

もう一つ、ついでですから。6ページのところですけれども、人材育成、専門家の支援のところですか。せっかく建設コンサルタントの一員としてこの小委員会へ出ておるといふことでもありますので。適切な専門家を紹介できるような仕組みとか、リーダー育成というようなことが前提だと思っておりますけれども、兵庫県のまちづくり条例もそうなっていますが、専門家がどういう形で地域の人たちと一体的に進め、まちづくりを支援していくシステムを持つかというためには、やっぱり専門家に対する支援というところまで踏み込むべきであると思っております。まちづくり組織に対しても、リーダー育成ということからもう一步入ったまちづくり組織への直接的な財政的な支援とか、先ほどの専門家など、アドバイザー派遣だとか、コンサル派遣のような派遣制度とか、そういった直接的な支援についても、特に立ち上がりの部分で非常に重要な部門ではないかと思っております。その辺の支援についてもう少し積極的な形で進めないと、紹介とかリーダー育成ぐらいでは間に合わないんじゃないかということで、業界代表としてお話しさせていただきました。

小林委員長 3点、御意見をいただきました。小泉委員から意思決定の公平性というお話がありました。それを引き受けて、小林委員は合意形成という言葉の方が重要ではないかという御意見でした。この辺は、小泉委員、どうお考えになりますか。

小泉臨時委員 合意は目指すものなんですけれども、最終的に合意に至らない場合もあると思うんです。あり得るわけで、そのときに、どういう手続を踏めば十分な手続なのか、つまり公平性とか公正さが確保されるのかということは意思決定の重要なポイントだと思っていて、合意が形成できれば、それはすばらしいです。協議とかを経て合意が形成されれば、それすばらしい。ベストなんですけれども、必ずしもそうではない場合に、どうすれば一体公正な意思決定と言えるのかということを考えるべきだろうし、特に提案制度とか多様な主体の参加ということを前提にすると、そのところがポイントになるんだと思うんです。違う意見がぶつかり合うという都市計画の意思決定の世界になるので、そのことについて十分に対応することが必要だということを書いていただくことが重要……

小林委員長 むしろ中へ入れるべきだという御指摘ですね。

それから、情報の共有というのは前回、例えば模型を使ったり、いろいろツールを使うという側面を議論しましたけれども、小林委員のおっしゃるのは、そういうことも含めて御意見だというふうに御理解させていただいてよろしいですか。

共有というのは、単なる情報提供ではなくて、確かに情報が受け手に伝わったというところまでという、そういう御主張ですよ。

小林専門委員 提供する方は、出せば大体オーケーだという。でも、普通コマーシャルの世界でも、民間企業の世界でも、相手に伝わらなかつたら出したことにならない。マスコミでは必ず言いますが、情報というのは大体そういうものだろうという気がしますので、そういう意味です。

ですから、今おっしゃられたような、かなり具体的なイメージがわかるように。全く漢字を勉強していない子供に漢字を提供したって意味がないのと同じで、まちづくりのイメージがわからない方に文字だけで提供したって何もならない。そんなような意味です。

青山委員 参加型まちづくりというのは行政の予定しているプロジェクトが最初にあります。それに対して住民がいろいろ意見を言っていくというケースももちろんあるんですけども、そうではなくて、最初に整理したように、基本的には住民の側から提案して積極的にまちづくりをしていくという新しい制度の方があるわけですから、そちらを主眼として議論していこうという確認をしたと思うんです。だとすると、見出し自体が情報の提供ではなくて、例えばですけども、情報の公開、説明、提供とか、そういう話なんじゃないかなと思います。

一つは、行政にとって説明したくない情報もあるわけですし、また住民とは限らないんですけども、住民とか関係者からすると、こういうことは不可能なのか、あるいは、こうするとコストがかかりすぎるのかという議論も当然必要になってくるわけで、そういったものに対する答えを積極的に、これは行政が答えるとは限らないんだと思いますけれども、事業者が答える場合もあると思うんです。そういう答えを積極的にしていくというのは、説明責任というのかもしれませんが、そういう概念も盛り込んだ方が、参加型まちづくりでいい町をつくっていくという意味からいったら、その趣旨をあらわすようになるんじゃないかなと思います。

柔軟性という項目もあるんですけども、そういった意味からいうと、こういうふうに計画を変更させた場合、あるいはどういうバリエーションがある、あるいは財政的な面も含めて、いろいろとシミュレーションをしてみると、そういった場合には既存の制度を果たして変えることが可能なかどうかというのは重要な問題になることがあると思うわけです。

私の経験だと、10年以上も前の話ですけど、私が都庁である部門の部長をやっていたときに、「こういうやり方はできないのか」と言いましたら、担当者が「絶対にできない。それは規則でこうなっている」という説明があって、膠着状態になって、「その規則を見せてくれ」ということで、その規則を見せてもらったら、自分のところの課長が決めた規則だったということがありました。本当にそういう事例があったわけです。

課長が決めたものでも、例えば国土交通省の有名な例の5課長通達みたいに、各部門の課長がみんなで決めたというふうなのは非常に重要な通達でして、そう簡単には変えられないというものもあるわけです。

いずれにしても、まちづくりをしていく場合には既存の制度ではない、新たな制度をつくっていただくことが可能かどうかとか、そういった議論もしていくということは必要になるので、情報のやり取りというのは非常に重要な項目なので、それは提供と

一言で片づけられない方がいいのかと。制度だけではなくて、あるいは財政だけではなくて、土木技術、建築技術上からいってどうなのかというふうなことは、特に連続立体交差化で高架でいくのか、地下でいくのかとか、そういった場合にコストとの絡みと技術的な絡みで、幾ら理想論で絵を描いても、ほとんど不可能に近いというふうなケースもあるわけです。

そういった議論を具体的に積み重ねていくということがいいまちづくりに伝わると思いますので、そういう意味からいうと、この問題は非常に重要な問題なので、情報の提供ではなくて、もうちょっと広い概念を示す言葉に変えた方がいいのではないかと思います。

小林委員長 確かにテーマは次世代参加型ですから、参加にとって情報が必要だと。ただ、情報がどういう形で手元にあり、行政側が提供する情報だけでない情報をどういところから確保するかとか、行政が持っている情報をどれだけ幅広く住民に伝えるような仕組みにするかということも含めて、青山委員のおっしゃったことは極めて重要な論点ではないかと思います。

ある意味で情報提供と軽々しく書いてはみたわけですが、確かに、この辺はかなり重要なところかと思しますので、もし御意見があればいただきたいと思います。

森臨時委員 参加型まちづくりというふうになっていますが、提案型まちづくりといいですか、私たちはそういうチャンス、機会をいつもお願いしてしまして、今までは官庁側に提案して、官庁側から取り上げてみるかということで、今度は民意を聞いてみるかとか、審議会にかけてみるかという形になってまいったわけなんですね。

今度は、企業もどんどん提案するなり、当然参加してもいいということになっているはずなんですね。3ページの下の方の段に、「住民、NPO、民間企業等多様な主体の能動的かつ責任ある参加と自治体」云々と書いてありますが、こういうことで、やっとここに企業も登場するようになったんです。

ついでに言いますと、リーダー育成のところも、大学等の連携ですが、当然、企業との連携とか、企業内での専門家がたくさん育っているわけで、こういうのを活用していかなければいかんということです。

それから、前にも申し上げましたけども、具体的な議論をするときには、情報の提供としての模型とかCGとかもいいんですが、反論としてといいですか、それに対する情報の提供ではなくて、今度は提案として出すときも、模型とかCGとかをもって具体的に示すということになって初めて、みんなが誤解しないで議論、本当に何を考えて、要するに、顔のある都市計画といいですか、まちづくりといいですか、そういうことができてるし、また企業だからこそ財政的な意味でも責任のある提案ができる。

特にPFIとかいろいろな手法によって、民間企業の力も利用して仕事をしていく時代になっていますから、その辺について、ここではあえて別の機会に取り上げたり

しているのか、あるいはここへ入れていただけるタイプのものなのか、ちょっとおくられても来ましたので前段の説明を聞いていませんので、方向違いかもしれませんが、御説明いただけるとありがたいと思います。

小林委員長 森委員から、参加型でないのではないかと、青山委員もそれに近いことがございました。

テーマとして、次世代参加型まちづくりについての小委員会という頭書きは変えられないですね。標題は変えられないにしても、中身を……。御意見いただいたような方向で次世代のまちづくりにかかわる方策というのは、参加というような言葉だけで表現できるようなものではなくて、たしか山岡委員のお話もございましたように、協働という言葉の方が参加よりも適切な言葉ではないかというような答えもいただいておりますから、その辺がわかるような形で、単に参加するための情報提供という意味ではなくて、情報を共有し、場合によっては、情報を自分たちで作り出すというようなことも必要な、そういう状況にあるということを含めて、森委員の御意見を伺いました。

それから、民間企業も確かにそうなんです。いろんなまちづくりのリーダーシップをとる方々が、むしろ現場では育ておられて、そういう方々の活用なり、そういうことも確かに重要な点ではないかと私も思っております。

その辺はいろいろ議論あるところでしょうけど、山内委員、どうでしょうか。

山内臨時委員 青山委員、森委員がおっしゃった提案ということに対して、私は参加という中に提案ということも含まれていると理解してかかわってきたつもりなんです。確かに、小林委員のおっしゃるように、協働という言葉が入れば、意味がもっときちんと伝わるかなとは思いますが。

それから、情報の話がさっきからいろいろ出ているんですが、人材育成のところにかかわってくるのかと思うんですけども、以前、議論の中で、情報をきちんと読み解いて、翻訳をして市民にわかりやすくツールとして提供するとか、そういうことが必要だという議論があったと思うんです。その辺のところを専門家の必要性、なぜ専門家の支援が必要かというところにつけ加えて書いておく必要があるかなというふうに思いました。

それから、これは小泉委員に伺いたいんですけども、情報のことだけでありません、意思確認でしたっけ、意思形成。これは、実行性の担保のところ、情報共有ということだけでは表現し切れないのではないかなというお話が出ていたんですけども、私も、できること、できないこと、合意したこと、しなかったことということをしちゃんと確認していく。節目ごとの情報共有というよりは、合意確認というか、何がそこまで合意できて、合意できてない部分はどこなのか、その辺をはっきりしていくことが小泉委員のおっしゃった公平性とか公正性に少しつながってくるのかなと思うんですが、その部分からもうちょっと小泉委員に伺いたいのは、例えば公共の福祉

ってどういうことなのかとか、公共ってどういうことなのかという議論をきちんとした上で、どこが合意できる、合意できないというようなことをプロセスの中に入れていく必要があるというようなことなのではないでしょうか。公共の福祉のためにというふうに書いてあるんですけども。

小泉臨時委員 前提として、提案権制度とか、申し出制度ができてきた背景には、先ほど森委員からもあったんですけども、企業もいろいろ都市計画……、都市計画というのは公的な制度というか、基本的には公報ですよ。行政が担うべきことを民間企業が部分的に担えるという部分が出てきているし、もちろんNPOとか市民もそういうことを担い得るんだということが、最近の都市計画の制度を考えると、前提として新しく登場してきたんだと思うんです。

その話は、林委員なんかも言っているんですけど、公共性というものが行政だけが独占し得るものではもうなくなってきているんだということで、いろいろな主体のいろいろな価値の表明とか、それを受けた議論の中で初めて実質的な公共性というのは確認され得るんだという、まさに都市計画のスタイルが変わりつつある時代なんだと思うんですよ。

そのときに、いろんな主体にきちんとした発言のチャンスとか提案するチャンスが保証されていることとか、協議の過程というのはフェアに運営されることとか、最終的に意思決定する段階での意思決定にだれが参加すればいいのかということが、公正性を確保する際の非常に重要なポイントなんだと思うんです。

そういうことに関して今まで、少なくとも法律上はほとんど規定はない。仮に法律上規定することは難しいとしても、何らかのガイドラインなり、どういうことが望ましいんだというような一定の方向は、国として最低限の基準というものを示すべきじゃないかということを考えていて、そういう意味での公正さとか公平性ということで、それが何なんだということは一口で言えないんですけども、いずれにしても、いろんな主体が公共性を担い得るという前提で意思決定を組み立てなければいけないということになると、それがいかにフェアかとか、いろんな人の意見を多様に取り入れたかということは問われてしまう。それが公正さなんじゃないかと思うんです。

小林委員長 こういうふうに理解していいですか。行政側だけ担っていた公共性が、新しい公共性、ある意味で新しい公共権のようなものが形成される。権に参加する主体がいろいろ出てくる。ところが、NPOや住民が権に参加する、公共権に参加するための情報その他、十分獲得できないような状況にあるとすると、その方々に情報をちゃんと提供することは、ある意味でおっしゃるような公平性。公共権というのは意思決定の場ですから、その場に公平な立場で参加できる、そういう情報提供なり機会を与えるべきだというのが小泉委員の主張ですか。

小泉臨時委員 それも一つ。細かく言うと、公正さを確保する方法はほかにも幾つかあると思うんですが、イコールフットイングというか、行政や民間企業に比べて、

NPOとか市民というのは情報力とか人材力に欠けているので、それを同じ土俵に上げてあげるといふことも一つの公正さを確保するための重要なポイントだと思うんです。

小林委員長 逆に民間企業の立場から言うと、民間企業は非常にノウハウ、技術を持っているにもかかわらず、民間であるがゆえに、公共権に登場することをシャットアウトされていた。それをもっと正当に評価して参加させるべきではないかという御主張だといふふうにも受け取れます。

森臨時委員 そう思いますし、また、それなしには、これからのまちづくりは進まないでしょう。財政に金がうんと余っている時代じゃないですからね。

越澤委員長代理 先ほど委員長から、この小委員会の名前は変えられませんねという話、これは当然変えられないと思うんですが、報告の内容は、この委員会の中で検討してもいいのではないかと。一つは無味乾燥に小委員会報告とする手もあるんですが、例えば、最近、私に関係したもので道路分科会の報告が「今、転換のとき」というタイトルをつけまして、かなり政策内容も変わってきたと思います。

ですから、今後の中で、例えば都市計画の提案制度を今後、さらに根づかせていくというのは、国の審議会レベルの議論では大変重要なことだと思いますので、こういう提案のまちづくりだとか、そんなのをサブタイトルに入れるかと、いろんな議論があるかと思しますので、タイトルについてはいろいろ工夫の余地があるのかなという感じがいたします。これは意見です。

2番目は、一つ情報提供の問題が出ています。これは大変重要なんですが、私は前から二つ気にしている点があります。一つは、いろんな全国自治体へ行きますと、2500分の1の都市計画決定された情報の図面が出てくる自治体は大変少ないです。ですから、情報提供以前の状況にあるというのが、まだ全国の情けない状況でございます。ところが、一部の自治体は極めて先進的に市民サービスという都計図も出てくるという、その落差が大変激しい。

一つは、なぜ図面が出てこないかといひますと、都計線の図示に対しての自信がないという部分があると思うんですが、関係者の建築の計画に対しては都計決定区域はどこか教えますけどということで、例えば外の大学の研究室であっても、まず見せないという自治体が多いですね。

ですから、それはそうじゃなくて、そこら辺は認識を新たにしてもらわなければならないということと、当然ながら、図面の複写とかそういうのは有料で全然構わないと思うんですけど、実はまだ最低限の、本来の都市計画決定については情報自体がきちんとして出てきてないという。それは自治体に対してはきちんと言うべきだと私は思います。

最近の例で具体的に言いますと、杉並区から外郭環状道路に関して、私、委員も入ってましたので、区はこういう提案をしたと。私はお礼状を書きまして、ついては、

少し杉並区の情報してほしいということをお願いしたんです。その中で 2500 分の 1 都計図については、区は持っておりませんという返事が出てきませんでした。ちょっとあきれてしまったんですが、一体何なのかなという、そういう現状が実はございます。

もう一つは情報について、例えば東京とか大都市圏では密集市街地のまちづくりは大変大きな重要な課題だと思いますけれども、純粋に道路幅がどうなっているかとか、消防車が入れるかどうかとか、あるいはホースとの関係で消防活動がしやすい場所、困難場所という、そういうのは客観データでむしろどんどん出すべきだと思います。

ところが、そこに一人暮らしの老人がいるかどうかとか、あるいは接道不良の宅地がどれだけあるかと、これも本当に接道不良かどうかというのは微妙な問題あると思うんですけど、少なくとも現状では建築基準法を満たしていないんじゃないかとか、そこら辺の情報は果たして、共有化といったら変なんですけども、公開し得るのかどうかという微妙な問題があるんだと思います。

要するに、地域の状況をぜひ知って密集市街地のまちづくりはどうしたらいいんだというのを考えるのは重要だと思うんですが、実はそういうことがあるので、それをどうしたらいいのかなというのが一つあります。

もう一つは、先ほど言った、非常に情報を整備されている先進自治体の中で、都市計画部局の意向ではないと思うんですが、個人情報との関係で、せっかく整備したGIS化された非常に精緻の都市計画情報が全部非公開になっている自治体があります。これはある政令指定都市なんですけど、情報公開の関係だと。つまり、そこでは個人が特定できる、住宅地図があれば特定できるわけですが、そういう図面を出すこと自体が情報公開の対象としては問題あるという見解を持っている自治体がございます。だから、そこら辺、どうなのかという微妙ないろんな問題があって、多分そういうものがもろもろある中で、何となく都市計画部局が、確かにデータ整備がおくれている点もあれば、必ずしもそうとも言えない何かもろもろのことがあるんだという、これが1点です。

もう一つは、合意形成については、確かに合意形成に向けて努力するのは大変重要なことなんですけど、一方で、合意形成されてないということも確認することも大変重要でありまして、つまり、従来問題になりますのは合意形成とか納得されているのかしないのかがわからずに突き進んでいろいろトラブルが起きるところが多いと思います。ですから、合意形成に向けた努力と同時に、合意形成されてないんであれば、それを率直に認識して、一方で、場合によっては身近なまちづくりであれば、やめるのか、あるいは未形成という中でだれかが頑張り出して形成に向けて努力し始めるのかということだろうと思います。むしろ、そういうことを認識すること自体が大変重要ではないのか。

ですから、合意形成に向けてということも文書の上では含めて、ちょっとそこら辺

を……。合意形成をするということだけが書きますと、現実には、されてないからこそ苦労している問題が多いわけでありまして、ちょっとそこら辺の工夫があっただいのかなと。

いろいろ長々と申し上げて恐縮なんですけど、委員という立場での発言です。

小林委員長 先ほど合意形成の議論は、山内委員おっしゃっている、合意できたことと、できてないことを明確にするということと、ある意味でつながっているんですね。

岸臨時委員 非常に根本的な話になっているんだと思うんですけども、参加か協働かという議論をするときに、あっちこっちでこの議論をやるんですけど、日本国でものを決めて、権力としてももの行使する主体というのは、こういう議論の場にいると、行政と市民だけと見えちゃう。議会があるわけです。

協働というのは非常に慎重に議論すべき段階にあって、協働という議論を軽々にやっていると、極めて変な社会ができると思っています。現実には、神奈川県と正面から協働事業というのをやっている市民団体の代表でもあるんですけども、完全に予算を共有して協働事業で県から監査を受ける事業を推進しているんですけども、非常に困る場面がたくさんある。

なぜかという、完全に協働しているんだから、行政側のように、市民団体が地域の人に強制力を発効できるかということ、全くできないんですね。道路がグチャグチャになって、ここ道路、どうしますかというときに、協働主体である我々には何もできなくて、地元の自治体がものを決めるまではすべて待っていなければいけない。でも、協働主体として責任が、協働主体なんだから、どうにかしてくれというのはいつも来るんですよ。

協働というのは責任と対のものであって、その計画が失敗したときに、最終的にだれが責任をとるのかということとセットでないと、軽々に出ちゃいけない。だから、現実に使われている協働というのはかなりの場面で、参加の極めて中身の薄いものまで含めて、協働と言いだめちゃっているんですね。補助金で実行されている市民と行政のやり取りを協働と言ってしまうというのでは幾らでもあって、協働、協働と余り言わない方がいい。もう言っちゃっているから、協働というようにするんだろうけども、実態は何かということ冷静に考えなければいけない。

僕は、ここの小委員会のタイトルは参加でいいと思います。参加をいかにして権限分担していくかといったら、契約によって、この分野についてはNPOに頼んだんだから、そのでき合いについてはもし瑕疵があればNPOの責任ねと、そういうことはありですけども、もとの決定を下すのは行政であり議会だという構造をあいまいにはいけない。

何で日本国はここをあいまいにしてズルズル行っちゃっているのかなと思って、それとても心配です。それと絡んで、さっきの合意形成か意思決定かというのがあって、

意思決定を市民参加でできるはずがないというのが私の意見です。合意形成しかできるはずがない。合意形成をいかにうまくやるかでのたうち回っているのは、僕が知っている限り、ありとあらゆるまちづくりの現場なんですね。

合意形成で一番難しい要素の一つは、実は行政間の合意形成なんです。何となく、そこはあいまいにされていますけども、情報共有というのは行政の部局間で全く情報が共有されていない。合意形成ができていない。市民との合意形成なんて、次の次の課題ぐらいのところなんて、まして意思決定なんかできるはずがない。現場で意思決定どうやってやるのか、僕は日々そういう現場で生きているんですけど、途方に暮れてしまいます。

格好いい言葉がどんどん走っちゃうんですけども、現場はそうではないというのを行政の担当者の方はよく御存じだと思いますけど、だから余り格好よくしない方がいいというのが僕の意見です。

ついでに言わせていただくと、先ほどリーダーを育てる組織への財政的なサポートという話があったんですが、まさにそのとおりだと思っています。飛び出して、先端的な仕事をしているNPOなどは、財政干上がるというのは現場で皆さん経験していると思うんですけども、リーダー役を引き受けてくれて言われて動き出すと、随分はできないとかいって予算切られてしまう。どうやって生きていくというのが現場にいるんです、NPO集団。

ところが、相談役からありとあらゆることからやっているわけで、そこらを助けずに、どうやって前へ行くんですか。大学の先生が直接出てきて、まちづくりの現場にどれだけ仕事として、僕は二股かかっていますから、大学の教員でもあるんですけども、できるかという、私は非常に懐疑的です。だから、実際に現場で突っ張って、総合的な知恵を身につけつつあるコンサルタントとか財団だとか、あるいはNPOに専門能力をしっかりと担保して前に行けるだけの財政的な支援をどうやるのかと、深刻な問題だと思っています。

小林委員長 協働については、山岡委員がかなり慎重に定義して、協働という言葉を変換していただいたと思っています。この委員会での協働というのは、山岡委員が定義した協働という言葉は私は使っている。安易に使ってはいないというふうに……

岸臨時委員 一般的には安易に使われちゃっているので、ここでは本当に自制的に使う。言葉としては、もう使わざるを得ない言葉ですから使った方がいいと私も思っているんですけども、参加か協働か、まだそういう議論ができる段階ではないと思います。

小林委員長 わかりました。

山下臨時委員 これを縦にしてから随分議論が進んでしまったので、重複するところも多いんですけども、もともと青山委員の御発言から飛び出した情報とかそういう話にかかわる議論だったと思うんですけども、私は余りつけ加えることはない

ですが、まさに岸委員がおっしゃったような行政間の情報共有というか、情報公開の程度によって随分違ってくると思います。

特に、身近なまちづくりということに焦点を置こうということでしたけど、身近であれば身近であるほど市民って小さいと思うんですよ。そうすると、窓口になっている行政単位は市でも、道路が国の道路になっていけば国との折衝も必要になってくるし、事業者がいれば事業者との折衝も必要だし、都の都市計画があれば都なんですけれども、市ぐらいのレベルで見ていると、担当者の負担が余りにも大きすぎるというのは、情報を引き出してくる力量によって情報がもらえたり、もらえなかったり。

先ほど越澤委員がまさにおっしゃったこともそうなんですけれども、都市計画が今どうなっているのかという情報が行政の間で共通のルールに基づいて公開されていないために、担当者が個人的な情報収集能力がないと引き出せないようなタイプのものがものすごくあって、だからといって、市民の方が情報収集能力が仮にあったとしても、市民は自分の住んでいる自治体に対しては交渉力あるかもしれませんが、国に対する交渉力はないので、担当者にやってもらわないとだめだみたいなのがよくあるんです。担当者に対する負担というか、バードンというか、重荷がものすごく集中するようなことになっている。

ここでの議論の中では改めて言うことではないのかもしれませんが、ちょっと気になった表現は3ページ目のところに、手探りの状況の最後のパラグラフのところに書いてあるんですが、行政が主役のタテ型のまちづくりと書いてあるんですけれども、仮に住民とかいろいろな主体の提案型のまちづくりをヨコ型とすると、そっちがヨコ型になると、行政もヨコ型にならざるを得ないという時代だと思うんです。ヨコ型というか、情報をいろんなところで連携して取っていく形にしないと、今まではトップダウンという形でハイエラルキーでなっていたというふうになるのかもしれませんが。

ということで、行政が主役であれば、全部行政間のさまざまな主体の間で情報は共有されているという前提のもとに何か書かれているシステムは成り立たないので、行政が主体であればタテ型で、情報の意思疎通しているのかという、そういうニュアンスがあるので、どこに書いたらいいわかりませんが、違う行政主体の間の情報共有のあり方をもう少し担当者の負担が小さくなるような形の情報共有のルールというのをつくるということが必要かなと思いました。

小林委員長 お気持ち、大変よくわかりました。横浜でまちづくりをやっているところでも住民の方々がそれぞれのセクションごとに住民参加しませんかと言ってくる。住民の方々は、そうじゃないだろうと。むしろ行政が住民の方へ参加してこいと。行政が持っているさまざまなまちづくりにかかわる情報を持って、行政が住民の方に参加してこいべきだと。住民参加じゃなくて、行政参加じゃないかという言い方をされる方さえ出てきています。まさに山下委員のおっしゃったような話で

すね。

今までの御議論の中で、情報の議論についてそれなりにかなり議論したわけですが、その方面についてはまだ十分な議論がされてこなかったような気がしますし、きょうそこを中心に御議論いただいておりますので、この意見を別に……。また後で御議論いただいてもいいんでしょうけど、かなり重要な項目として案の中にまとめさせていただきたいと思います。

それがあることによって初めて、正しい意味での協働ということが出てくるのかもしれないという、そういう思いもあります。

ほかにいかがでしょうか。

土屋臨時委員 もとに戻るような議論かもわからないんですが、参加型まちづくりということになるんですが、まちづくりの範囲というのを……。まちづくりというのはどこなんですかね。道路とか広場とか鉄道だとか橋だとか、純粋に公共がやるものだけじゃなくて、例えば団地だとか、民間がやるような、所有者は民間だけど、民間が開発するとか、いろいろありますよね。だから、そのまちづくりの範囲というものをどういうふうに決めるかによって、参加のやり方も違ってくるのではないかという気がしますね。

それから、参加する人の資格、範囲、こういうことについては論議をしなくていいのかどうか。例えば私らの現場の経験では、うまくいく場合もあるんだけど、うまくいかない場合はたいがい二極分化してまして、一つは、もうちょっと関心持ってもらいたいなと思う人が余り関心持たない。もう一つは異常に関心を燃やして、何でも参加する人がいて、直接関係ないのに、何でこんなところに参加するんだって。そういう人の意見を聞かないと、市長は市民の意見を聞いてない、市民の意見を聞いてないって、また違うやり方をやって、例えば市民委員会とか何とかやってやると、それで出た結論に対して、もっと広く市民の意見を聞けとかね。だから、参加する人の資格とか範囲はどこなんだと。

それから、所有権との絡みもありますでしょう。例えば道路だとか広場というのは公共が所有している。だから、それはいい。民間が所有しているものなんかについて、どこまで参加するんだと。普通は、その周辺の影響を直接受ける人って考えられるけれども、とんでもないところから参加してきたりしますからね。そういうことについては全然論議してなくていいのかどうかということがあります。

結局、行きつくところは、私の問題意識として、岸委員がおっしゃったように、協働という言葉が最近よく使われるけれども、ある面では非常に責任があいまいになる言葉だと思います。市民が参加してくるというふうに、これはなかなか難しいんですけども、我々も昭和46年から市民参加ということをまちづくりのテーマにして、もう30年もやっているわけですけども、市民参加といって一定のことをやると、もう議会なんか何も言えなくなっちゃうんです。「市民参加でやったのを議会は反対する

の」と言われると、議会はビビっちゃって、票を失いたくないから、「そんなこと言わない」ということになるんです。

だから、最近は市民参加でやっていたコミュニティみたいなものも、実は条例を改正して、その中に評価委員会つくって、コミュニティなんかも全面的に地域に任せて、いろいろやってもらうということでお任せしているんですけども、そうすると、何かわけのわからない、ちょっとボスみたいのが出てきて、ガアッと、何だこれかと思うようなことをやっけても、市民参加でやっているんだからという名目のもとに、だれも文句が言えない。市長だって文句言うと、「何言っているんだ。市長は横暴だ」とか言われるし、ましてや市議員ぐらいじゃ……。むしろ、そっちの方へくっついていくぐらいが精いっぱいなんですね。

だけど、そのボスやそのグループはどういう権限で交渉の正当性を持っているんだと、そのボスは選挙で選ばれたのかとか、どこまで考えているんだと。それから、例えば10人いればでこぼこで強い意見に引っ張られるわけだけでも、強い意見と弱い意見とをどううまく調整しているのかとか。

だから、現場にいと、協働と責任ということはどういうふうにルールづくりするのか。具体的に言うと、まちづくりの範囲はどうか、参加する人の資格だとかそういうのは要らないのかとか、この辺は議論しなくていいのかどうかですね。

小林委員長 私が答える場ではないんですけども、何を対象にしていくかという議論は最初に整理して、2ページのところに、ザクとした議論ですけど、広域的な都市構造の改変とか、特定の施設ですね、特定の大きな道路をつくったりとか、特定の施設についての参加は中心的には議論しません。身近なまちづくり、施設であっても、住民にかかわる身近なまちづくりということを中心に議論しましょうという、そのぐらいの縛りをしています。

ただ、参加の範囲をどうするかなんていう議論は我々、今まで必ずしも十分議論してこなかったかもしれませんね。ただ、協働という議論については山岡委員がかなり厳密に定義して、責任ある主体があることによって協働ができるというふうに整理されていたと思います。何でも協働すればいいというふうには、協働の言葉を使ってなかったと思います。それはそれでしっかり整理されていると思います。

どこまでの範囲がそうかということはなかなか難しい問題ですよ。例えば岸委員は、自然というテーマで、あるところで問題が起きたときに、そういうテーマを持っていて、そのテーマに深くかかわれば、その地域と直接密接していなくても、何か意見を言いたいという、そういうことはありますよね。

岸臨時委員 国際的な流れで言えば、利害関係者はなるべく広くとっていくという流れであって、その流れを阻止することはできないと思います。だから、地域の住民だけに発言権がある、そこへもう一回戻るというのは不可能で、国もそういう方向へいっているわけですけども、利害関係者というような形で発言はどんどん受ける。

受けて合意形成する形で、だれの発言に重みがあって、だれの発言が無責任なのかというのをみんなが判断できるようなシステムを時間をかけてつくっていくしかないと思うんです。

それは、もう一回、都市を計画する、運営するコンモセンスみたいなものをつくり直されるというプロセスなので、一朝一夕にいかないんです。難しいこともあるから、発言する人を抑えましょうというのに私は反対で、それは広げていくしかない。

ただし、そのときに、意思決定とかやってしまうと、妙なことがいっぱい起こってしまって、合意形成できませんでした、こういう意見とこういう意見とありました、後は行政責任者が、あるいは議会が責任を持って決定してくださいと、まだそういう段階でいいような気がしているんです、率直に言ってしまうと。

小林委員長 土屋委員、評価委員会というのはどういう……

土屋臨時委員 武蔵野市のコミュニティの特徴は、ある一定の歩いていける範囲のエリアを想定しているわけですけど、そこにコミュニティセンターなどをつくるわけですけども、それをつくるところから管理運営まで全部コミュニティの協議会に任せているんですね。言ってみれば、財源はある程度武蔵野市が出して、その上で包括的に委任しているようになっている。

一種の自治ができていますけれども、その自治ということを前提にすると、外からなかなか口を挟めない。ちょっとおかしいんじゃないのと言っても、それが一定のルールで全体集会開きましたとかいって、いろいろあるんですけど。

だから、評価委員会は、全体のルールどおり、住民にちゃんと情報の機会が与えられているかどうかとか、例えば住民集会やるといったって全然広報してないじゃないかとか、それはだめだよと、そういう評価をするということにしたんですね。

今、岸委員がおっしゃったこととも関係するんですが、まちづくりの範囲と参加する人の範囲がかなりパラレルな関係になってくるんだらうと思いますし、余り大きな影響を与えないようなものは参加する範囲が自然に限定されてくる。だから、おのずから、まちづくりの範囲を決めると、参加する人の範囲が決ってくるのかもわかりません。事の重要性とか。

ただ、参加する人の資格をとめどもなく広げるといふか、広げる方向というのは当然あるんでしょうけれども、例えばその地域だけには専門家がいなくて、はるか 300 キロぐらい離れたところに英知を持った人がいるということだって市民レベルではあり得るわけだから、そういうことがあってもいいんですけども、ただ、現実に仮定の話をしているんじゃないなくて、我々が生きている根幹に関するような話になると、そんなこと言ってもらえないということがあるんですね。

私、多摩の 380 万人の最終処分場の管理者をやっているんです。日の出町というところに 60 万平米。参加の手續だとか、すべったころんだといったって、毎日、380 万人、ごみ出しているわけです。大勢の人が参加すればするほど、合意形成なんかでき

ないし、結論出ないです。それじゃ、結論が出るまでごみストップしてくれるとか、この造成はちょっと待てよとか、そういうことになるのかどうかということですね。

だから、さっき言った責任とか協働とかということと非常に密接に関係し、最終的に意思決定して権限行使するのは一体だれなんだというようなことと非常に密接に関係してきますね。それほど深刻じゃない場合もありますけどね。

青山委員からよくお力添えをいただいたんですけど、このときに反対するというのは信念で反対しているわけですから、価値観が全然違うわけです。幾ら共通のテーブルについたって、それは信念だから、なかなか埋められないわけです。ところが、たった400平米に2800人の地主がいて、最初は1人だったのが、そのうち、最後は贈与でもってどんどん分けちゃって、2800人。海外にもいるんですよ。何で海外の人が武蔵野のごみの心配してくれなきゃならないんだってという気はするんだけど、そういう事態にまでなるんですね、参加者を広げるということは、そういうこともどう考えるかということなんだろうと思います。

小泉臨時委員 岸委員は、意思決定について誤解されているんじゃないかと思うんです。ここでさっき議論したいた意思決定というのは、意思決定の権限すべて住民に与えるとか、NPOに与えるということではなくて、いろいろな人が発言したり、いろいろな人が提案をすることをだれかが調整をして、合意形成に至れば一つなんです。なり意思決定できるんだけれども、今、土屋委員がおっしゃったように、合意に至らないような場合もあるわけです。参加の範囲を広げれば広げるほど、いろいろな人の意見を掘り起こせば掘り起こすほど合意に至らなくなるということもあり得るわけです。合意に至る場合もあるんだけど。

そのときに、だれがどういうふうに責任を持って意思決定をするのか。どういう意思決定をすれば、いろいろな意見を集めた結果、公正な意思決定となっているのかということが問われるんだと思うんです。いろいろな意見を集めたり、いろいろな提案が出てくれば出てくるほど、それが問われるんだと思うんです。その意思決定を支えるような仕組みとして、日本の都市計画の仕組みというのは、果たして十分な制度なりやり方が整っているのかどうかということをもう一度検討する必要がある。

ただ、岸委員がおっしゃったように、確かに行政決定なんだけど、行政決定で本当に十分なんですか。議会は関与してないですよ。

もう一つ、そのときに、どういう条件でならば議会の決定は有効なのかとか、どういうふうにすれば行政の決定が有効なのかという条件が明示されていないわけです。もちろん審議会の議を経るとか、縦覧をするってあるけれども、それで本当に十分なのかということが、いろいろな人の意見がいろいろ多様に出てくると、参加の範囲を広げれば広げるほど問われるわけです。その部分を考えないでいて提案制度を運用しようとしても、なかなか運用し切れない。

私はある政令指定都市の提案権を運用する都市計画委員会の専門部会のメンバーに

なっているんですけど、専門家という立場で出てきた提案を判断しろと言われるわけです、反対意見も付されて。

そのときに、専断的判断できるかといったら、できないんですよ。それは集合的、集団的な意思決定でしかあり得ないんです、最後は。そのことにたえるような意思決定の仕組みを僕はつくるべきだと。提案制度というのを取り入れた以上、それをつくらざるを得ないんだろうというのが私の意見です。

岸臨時委員 余り誤解を私はしているとは……

小林委員長 市民参加の第一歩の提案をするには議論がかなり深くなりつつあります。今の状況の中でいろんな意見が出るのは、確かにそのとおりなんですけど、もう少し市民の方々に提案して、まとめて御理解いただけるようなレベルのまとめに私はしたいと思っています。

森臨時委員 私もタウンマネージャーみたいな仕事をやっているんですが、皆さんのお話を伺っていて、住んでいる人のため、住んでいるといたって、持っている人と借りている人とか、そこにたまたま来て働いている人もあれば、そこにいる人たちのために働いている人とか、それから、遊びに来ているといたって大変大切なお客様で、この人たちのことも考えなければならぬし、勉強しに来ている人があれば、教えに来ている人もあるとか、公共サービスが役所がいうても、そこに住んでいる人もいれば、住んでなくて勤めているだけの人もいたり、消防だって警察だってそうですわ、いざということにいなければ、頼みにもならないという。

そういう中で、住んでいる人しか対象にしないような参加型とか何かいうても、ほとんど意味がない。ましてや、どんどん流動化している時代で、今住んでいる人があした住んでいるとは限らない。むしろ、逆に今住んでいない人がたくさん入ってくる可能性の方が多いんですよ。今やってない仕事を、やっている人がやってなくなって、新しい仕事の人がどんどん入ってくる可能性があって、今流動化の時代ですから、そういうことを前提にして固定的な社会を部分的に変えていくためのまちづくりの参加の方式なんかを議論しても、余り意味ないんじゃないかなという印象を持ちながら聞いているんですけど。もうちょっとダイナミックに考えていかないといかんじゃないでしょうか。

山内臨時委員 前半の部分は森委員のおっしゃったことに全面的に賛成なんですけど、遊びに来る人も、そこに働いている人も学ぶ人も、やっぱり関係者だし、当事者になり得ると思っています。だから、参加の議論が意味がないというふうになってしまうと、ちょっと問題かと思いますが。

そういう意味ではケース・バイ・ケース、それぞれまちづくりとは何なのかとか、当事者とはだれなのかとかということ国レベルで一律に決めてしまうということ自体はあり得ないと思うので、逆にここは書かなくていいという感じで私は思います。

小林委員長 ここはというのは。

山内臨時委員 ここというか、国の審議会としては、それを定義するような形でまちづくりとは何々だとか、当事者や市民とはだれなのかという定義をするのは……

小林委員長 私も若干そういうふうに思っております、むしろきょう御議論いただきたいのは後半部分ですね。国がこういう方向で支援、その他を考えているということが6ページ以降、書かれております。4ですね、参加の実効性を高めるための方策についてということで結構幅広く書かれています。

先ほど人材育成は専門家による支援ということではなくて、むしろ専門家自体を支援する必要性を岸委員から指摘されましたので、それは確かに入れる必要があると思います。

実は、その中身、この中に入っていると私は思っているんですが、明示的には出ていませんので、それは記述する必要あると思いますが、それ以外に、ここに書いてあるような支援策を含めた、これから国あるいは自治体がいろいろな形で住民参加とか協働にかかわって支援をする仕組みとして、これで、とりあえず第一歩として一通りのメニュー出しがされているのかどうかということについて、もし御意見あればいただきたいんですが。

小澤委員 後半のところで情報のことがいろいろと議論されたんですが、私の経験から、地方でいろいろと参加型でやっていただいた公共事業等について評価をしているのがあるんですけども、住民参加の場合、参加した人方たちだけが、これはこういう合意を得てきたということはある部分わかるんですが、遊びに来た人あるいは利用者の方も、ある意味で利用することによって参加している部分があるわけですね。

そういった評価、3年たってということで国の方ではいっているわけです。3年たって、いろんな評価をやっていると、とてもいい評価とか、評価の仕方は参加のやり方によっても変わってくるわけですけども、そういったところの情報も出していく必要……。これは、ただ単に合意を形成するための情報ということに主眼が置かれていますけれども、その結果として受けて、これだったらもう少しこういう点をやり直せばいいんじゃないかとか。

それから、人とともに都市というのは成長していくと思うんですね。そういった意味で、継続性あるいは柔軟性を入れるためにも、情報というのはとても大事だと思いますので、そういった視点からの情報があってもいいかなと思います。

土屋臨時委員 今、委員長がおっしゃった参加の実効性を高めるための方策、支援の方法、こういうことの方にいろいろ議論していく、あるいは国が正面切ってそういうことを評価していくという方向は非常にいいことだと思うんですね。

ただ、先ほどお話の出た、参加したという、何か必ず最終的には結論を出すわけですから、その結論を出す際の責任については、別に参加する人の資格を決めるとか、範囲を決めるとかということじゃなくて、参加するということと責任ということとをど

ういうふうリンクさせるのかということについての問題意識は、一定の答申の中に入れてほしいという気がします。

支援の仕方について、武蔵野市も試行錯誤しながらやっていますが、緑関係の支援の仕方というのがわりとうまくいっている方なんですけれども、緑ってみんな好きですし反対する人がいないから、大体うまくいくんですけど、反対のあるものはなかなか支援の仕方が難しいということがありますね。

ただ、いろんな形で、例えば道路を拡幅するのを、ワークショップ形式というんですか、そういうやり方でやっていますけれども、そこに必要とあれば専門家を派遣するとか。でも、問題を整理していくと、市長の本当の気持ちを知りたいとかそういう部分が多くて、専門家が出ていって、この道をこうして、こうなるという部分はかなり合意ができた後の話が多いような気がしますね。

ただ、支援をしていく具体的な方策、少なくともそういう方針を示して、何らかの形で制度として入れていくということについては大変結構なことだと思っています。

小林委員長 ここで言っている専門家というのは、道路とか緑とかその専門家ではなくて、参加にかかわる、協働にかかわる専門家ということをここでは言っていますので。

土屋臨時委員 参加にかかわる専門家ということが、市民自治との関係で、そういう専門家があるんですか。

小林委員長 いらっしゃいます。

土屋臨時委員 市民参加を専門とする業が……。

小林専門委員 そうじゃなくて、緑でも、建築でも、道路の土木、河川でもみんなそうですけれども、言われたように、その技術をどうこういうまでが問題ですよ。それで、みんながそこに話がいけば、ほとんど合意もへったくれもないわけで、合意されているわけです。後、どうやって技術的に選ぶかという話ですから、みんなにそういうことが説明できることが専門家の役割であって、そこへ行くまでの。後の技術的なことは、どちらかといえば、だれがやったって一緒ですからね。

だから、専門家というのは、建築家だったら建築を建てるまでに建て主がうんと言わなければ設計は始まらないわけですから、それを納得させるための自分の専門的な知識をその人に注ぎ込んで同意させるというのが最大の建築家の責務だと思うんです。そういう意味では、言われたように、何のプロフェッショナルも持ってなくて、合意だけに努力する専門家ということはあるまいだろうという気がします。

もう一つ。今の話でなくて、せっかく立てた話ですけど、7ページのところで、公共空間の利活用の促進とパッケージで財政的な支援という形で書いてありまして、元建設省の審議会でこういう言葉が出てくるということは思いもよらなかったの、この委員会に呼んでいただいてうれしいというか、よかったなと思っています。特にパッケージの財政支援というのは、国がそういうことを本当に思っているな

ら、ぜひともいろんな形でしていただきたい。

ハードのパッケージも必要ですし、ハードとソフトのパッケージも必要です。ソフト同士のパッケージも必要だと思いますので、かなりいろんな組み合わせの仕方があるし、できればパッケージの仕方そのものも地域に任せるといいますかね、そこまで踏み込んでいただくともっといいのかなと思います。ということは、国のそういう行政をやめてしまえという話になるのでちょっと難しいかもしれませんが。

さらに、公共空間の利活用につきましては、遊休地の利用とか、公共空間を活用の場として利用するということですが、もう一步踏み込んでいいですか、NPOの連中とか、まちづくり協議会の連中と話をしていると、一番大きいのは公共空間の管理運営を任せてほしいと、信用してほしいと言った方がいいかもしれません。

例えば大きいテーマでいえば、公営住宅の管理運営をNPOに委託できるとか。集会所なんかは自治会とかそういうところが運営していますけども、かなり問題が多い。それから、小学校の空教室とか、さまざまな公共空間の、実際にお役所仕事と言われる言い方で非能率的な管理運営というのは多いわけですから、そのところをぜひとももう一步踏み込んで、現在ある公共的な管理をしているものをもっとオープンにしていっていいんですか。

当然、それは競争原理も必要でしょうし、責任の問題もものすごいかわりますね。責任ないのが管理なんかできない。本来、そうです。そこを協働なんかですと、無責任にやったら、そういう結果が出るわけですから、管理や何か。1年もたたないうちに、わけのわからんところが管理運営し始めれば、迷惑をこうむるのは地域の方々ですから、そういうことがわかるような形でしないと。協働でやって、結局しりぬぐいを公共がするとかいうようなことになってしまわないように、やった以上は、それが全部やったところに責任がかかるような仕組みというのが必要です。

そういう意味では、管理運営や何かをきちんとコンペ方式で出すとか、そういう形で結果の評価まで自分たちがしなければいけないような仕組みを持った方がいい。利活用の促進のところへもう一步、そういったことまで含めて踏み込んでいただけたらというふうに思います。

小林委員長 とりあえず、十分に活用がされていない空間という言葉は入っているんですけど、そういう言葉だけではなくて、もう少し具体的に……。

小林専門委員 ですから、遊休地なら任せてもいいというような形のような気がしたんでね、そういうのは当たり前だとか。遊んでいる土地はだれか使いたいところがあったら使ったらいいわけです。今やっていることでももっとオープンにすべきだと。オープンというのは変ですけども、地域運営組織やNPOがそういったところを運営していくというところをどんどん進めていった方がいいんじゃないかと思います。

越澤委員長代理 短く申し上げます。

6 ページで大学があるのですが、大学がない市町村は随分多いわけでありまして、やはり高校の先生とか中学校の先生は地域のインテリですし、まさに子供の教育とか、あるいは社会の接点を持っていますから、私自身大学の教師で、大学の教師よりはそういう方々の方が大変重要かもしれません。

それから、7点でございます。今、他の委員から御指摘ありましたが、例えば長期未整備の買収した土地が柵で囲んでいるというところが至るところありまして、そういうことで、そういうところをもうちょっと何とかするとか、都市計画的な観点からも、もう少し公共空間の利用というのはあるのかなということで、場合によっては書き込んでもいいかもしれません。

それから、パッケージの財政的な支援。これは確かに重要なんですが、どこでもコンサルタント派遣、あるいはいろんなまちづくり支援調査に対する、ある時期、自治体取り組み、これは真っ先に財政でカットの対象になるものでありまして、それとか、印刷物の予算って大体自治体の財政当局はつけないんですね。これは国土交通省でも同じだと思います。

私自身見ていますと、都市地域整備局は審議会やった後のインターネットの公開がある程度遅いです。その事情を聞いたところ、各局で担当職員が徹夜せざるを得ないと。ですから、非常に迅速にやる局もあるんですが、それだけでまとまっているということのようであります。

ですから、そういう調査、公報、PR、まちづくりに関して、まちづくりセンターの運営とか、あるいは図書収集とかを含めて、これこそ都市計画税を本来使うべきものではないか。都市計画税というのは事業を推進するには明らかに不足している。その程度の税率でありますけれども、ときどき選挙のときに市長さんが出てきて、「私は税金を下げます。都市計画税を下げます」という公約をする方が多くて、「都市計画税を上げます」という公約は今まで一度も見たことがありません。根本の今の税制の位置づけとか税収が変えられなくても、今の運用の中で随分できるわけですから、それくらい呼びかけて、実施するかどうかは各自治体の意向ですけれども、そういうのが一行あるかないかだけで随分違うんですね。

私に関係したある自治体では、都計税を下げた後、戻すのにえらく苦労しまして、結局、審議会の報告とかそういうのから積み重ねて、ようやく、首長さんかわった後でやっと戻りました。

ですから、法律で与えられた貴重な財源をまさにこういうまちづくりにこそ使う、まちづくり市民参加の充実に使うべきではないのかなと私は思いますので、都計税の話は……。これは財務省とも議論しなくても書ける部分ではないかなと。法律の都市計画、使ってくださいという呼びかけをする。これはぜひお願いしたい。

西谷委員 これ全体としては、まちづくりの設計段階の話ですね。端的に言うと、手続論的な議論であるように思いますね。そのようにまとめてしまうということなん

でしょう、今度は。

本来、まちづくりというものを最後まで考えれば、事業段階といいますが、その実体の部分なんです。そして、実体の部分は何かといえば金ですよ。金と労力、一番大きいのは。だれが金出すんだと、そのことをという、そのところを切り込まないと完結しないと思います。

しかし、今回やっているのは、その上澄みの部分といいますが、その仕組みですから、手続論、設計図論とでも思えばいいので、そのようにまとめるということによろしいと私は思います。

最後のおわりにというパラグラフがあるわけですから、その中には事業レベルの負担という問題にもちょっと触れていただきたいなど。実は相当前から地区施設の住民負担、権利者負担ということは言っているんだけど、みんなそうだと言うだけで、実際は、なかなか難しいものですから、そうだ、そうだと言うだけのことで、結局、書けない。あるいは、書いてもただ書いたというだけになるんです。

この際、いよいよ総論の手続論のところの参加というものを本当にやるなら、実弾を伴った参加ということも考えておかなければいけないから、そのところは、解きようが私はあると思っていますですよ。つまり、実弾をもった参加であるものを優先するという、優先順位論みたいなものとして考えていけば、そこは光がある。解ける可能性がある。そして、実弾を持ってない弱いところには公費でカバーしていくというような部分がありますから、そこに書くことがないわけではないなと思っていますんです。ですから、おわりにというパラグラフに、ごく簡単に、その辺をいずれ触れてみたらどうかと。

現在書いてあります支援措置というのは、前段の設計図をつくる手続論を円滑に進めるための支援措置ですから、それは当然であり、また私の言う事業レベル、実体レベルの支援という負担というのは別の議論と思います。

森臨時委員 参加資格とおっしゃいましたが、もう一つ意思決定に参画する資格というものもあるんだと思うんですね。

ちょうど都市計画税のお話も出ましたけど、少なくとも何らかの形で税負担に応じている人たちが意思決定の資格があると、参加させるのは自由ですけれども、意思決定資格はそういう人に与えるべきだということを私は特に提案しておきたいですね。

山内臨時委員 7ページなんですけれども、地域の総合的なマネジメントを行う体制とか組織（エリアマネジメント組織）のあり方やその位置づけというのが書いてあるんですけれども、例えば地域の協議会のことをイメージしていらっしゃるのかと思いますけれども、オフィシャルにつくったから、ここが受け皿よという感じになってしまって、地域のマネジメントとか比較をするのは、そこを通してやりましょうというふうに一本化されるような感じのイメージになると嫌だなというふうに思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

小林委員は、神戸では、同じ地域で協議会は複数できてもいいんだよというふうにおっしゃっていたような気もしたんですが。

小林専門委員 僕はそう思っていますけど、神戸市はそう思っていない。

山内臨時委員 その辺のところはどういうふうに解釈したらいいんでしょうか。

小林委員長 恐らく実態としてそういう組織ができ上がりつつあるところは大都市の中であって、活動しているという実態をベースにして、そういうようなありようを追求していったらどうかという、そういう表現になっていますね。

ですから、そのことがある地域においては、場合によっては協議会が二つ出てくる。そのことを排除しているわけではなくて、例えば森委員のところは六本木ヒルズは、たしかタウンマネジメントという組織をつくってやってらっしゃいますよね。そういう実態がいろんなところで生まれてきているので、それはそれなりに評価していきましょうというのが、この文章だというふうに私は理解しています。

岸臨時委員 情報のことは整理した方がいいと思うんですけど、情報提供ではなくて、情報共有の工夫の方が重要だと思うんです。じゃ、提供はなくていいかということ、また難しいので、情報の提供・共有、中ポチでややこしいですけど、そんな形で議論を整理していただくと、うまく書き込めるんじゃないかという気がします。

そのときにうんと重要なのは、特に国などが動くときですけども、まちづくりの部局で何かやろうというときに、農地の問題だとか、川の問題が絡む、あるいは川が動こうとするときに、農地の問題がどう絡むというときに、いろんな部局調整するとか、自治体調整する必要が出てくるんですね。それはお金がかかるんですね。

自治体も同じようで、例えば横浜市だとか川崎市なんかの場合も、区政推進という組織があって、そこが総合調整やるので、そこが独自の予算持っていて、ある程度のことのできるんですけども、総合調整部局をつくるのではなくて、それぞれの事業部局でもよろしいから、そこが、例えば川でこういうことをやりたい、でも周りのここが協力してくれないと計画つくれないよというときに、そういう計画の策定のための予算というのを取りやすくしてあげる、農業関係のセクターが周りの町と調整しないとやりにくいというときに、そういう予算をつくるのを取りやすくしてあげるようなことというのは、国がうまく動くといくんじゃあないかなという気がするんですけど。それも情報の提供・共有の中で、そんなことを考えるんです。

小林委員長 冒頭に申し上げましたように、あと2回、議論する機会がございます。ですから、きょうの御意見をベースに事務局で再度新しいバージョンをつくっていただいて、次回、10月になりますが、もう一度議論し、さらに御意見をいただき、新しいバージョン、最終バージョンになりますが、それについて御議論いただき、最終決定していただきたいと思います。

きょうすべて発言していただかなくても結構ですので、次回に向けて、むしろ新しいバージョンをつくったときに改めて御意見をいただくということにしまして、そ

そろ時間が来てございますので終わりにしたいと思います、事務局から何か今までの御意見の中でお答えになる点がございませうか。

事務局 今後の進め方につきましては、委員長におっしゃっていただいたとおり、本日の議論も踏まえまして、きょうのは骨子という形ですけれども、より肉づけをした取りまとめの素案に近いようなものを次回出させていただきます、さらに御意見をいただいで、あと2回でございませうが、10月、11月、資料にございませうような形で取りまとめに向けて御審議いただきたいと存じます。

それから、日程でございませうけれども、委員の皆様方の御都合をお伺いさせていただきます、10月20日の午前中10時から12時という時間帯が御参加いただける委員の先生方が一番多いということになりましたので、事前に委員長及び委員長代理と御相談いたしまして、この10月20日の10時から12時、第7回の小委員会を開催させていただくというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

場所等につきましては、決まり次第、御連絡をさせていただきます。

以上でございませう。

小林専門委員 河川法が改正されて、住民参加型の状況が新しいバージョンになったという話がいっぱいあるんですけれども、実態はどうなのかがよくわからないので、河川に関して、どういう法律がどうなって、それがどういう要綱までできていて、それが実際どういう活動をしているか、例えば河川の流域委員会とか、それが本当はどうなんだということがもしわかれば教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

小林委員長 虫明委員がその辺をよく御存じですので、場合によっては、参加していただければ、虫明委員から御意見をいただきたいと思ひます。

小泉臨時委員 二つありまして、一つは、きょうの具体的な方策のところで見ても、例えば参加型まちづくりの出発点というところで、林委員から意見があった計画策定段階で基本的な選択を考慮しながら意思決定をしていくとか、その後で協議機会を充実するということがうたってはあるんですが、具体的な方策としてはそこのところがまだないので、それをどういうふう具体的に今後やっていけるのかというあたりを少し検討していただいた方がいいのかなということがあります。

小林委員長 ここはそういう方策を議論する場ではなくて、行政側が、支援策を含めて、どういう方策があるかということを中心に書いて……

小泉臨時委員 今のところですよ。ただ、私はその方も必要じゃないかと思ひます。

小林委員長 それは、書くとしたら、方策のところを書くのではなくて、まさに参加の仕組み自体の議論ですから、もっと前の方に書くべきだと私は思ひます。御意見がありましたので、相談してみます。

小泉臨時委員 もう一点がありまして、今回、都市計画法の運用状況について調べ

ていただいたということで、最近まちづくり条例の中でいろいろ意思決定とか協議の仕組みを位置づけている事例があって、それがなぜ必要なのかとか、どれだけ効力があるのかとか、そういったことが支援策なり具体的な制度を考えるとときに重要じゃないかと思うので、そのあたりについて可能な範囲で情報を集めていただくなり、どなたかなりから情報提供していただくということがあってもいいのではないかと思います。

小林委員長 条例は、私の方でかなり本を書いて、情報は十分世間に普及していると私は思っていますので、あえてここで時間をとる必要はないんじゃないか。本を読んでもください。

小泉臨時委員 読んでおりますけれども、一般に共有されているかということがあると思うんです。

小林委員長 限られた時間ですから、また新しいテーマをここで出して議論するのは時間的に無理なので、条例は条例で一つの大きな世界がありますから、なまはんかにここで議論してもしょうがないと私は思うんです。

条例を通した参加というのは確かにあります。それはそれでものすごい大きな世界ができていますから、それをここで今の段階で議論しても、舌足らずになるだけのよな気がするので、それはまた別の機会にやりませんか。

小泉臨時委員 わかりました。

小林委員長 すみません。かなり委員長の独断でやってございますが、そういう方向でやらせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会